

参考資料

(参考1)

内閣府男女共同参画局調べ（平成27年11月10日現在）

地方公共団体が関与している「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」

番号	地方公共団体名	ワンストップ支援センターの名称 (愛称)	ワンストップ支援開始年月日	実証的調査研究	
				H26年度	H27年度
1	大阪府	性暴力救援センター・大阪SACHICO	平成22年4月1日	○	○
2	愛知県	ハートフルステーション・あいち	平成22年7月26日		
3	神奈川県	かながわ犯罪被害者サポートステーション口	平成24年2月1日		
4	佐賀県	性暴力救援センター・さが (さがmirai)	平成24年7月2日		
5	北海道 札幌市	性暴力被害者支援センター北海道 (SACRACH さくらこ)	平成24年10月1日	○	○
6	岡山県 岡山市	なし	平成25年1月28日		
7	福島県	性暴力等被害救援協力機関 (SACRAふくしま)	平成25年4月1日		
8	兵庫県	性暴力被害者支援センター・ひょうご	平成25年4月1日	○	○
9	和歌山県	性暴力救援センター和歌山 (わかやまmine)	平成25年7月16日	○	○
10	福岡県 福岡市・北九州市	性暴力被害者支援センター・ふくおか	平成25年7月30日	○	○
11	埼玉県	なし	平成25年9月4日		
12	宮城県	性暴力被害相談支援センター宮城	平成26年4月1日		○
13	福井県	性暴力・救済センター・ふくい (ひなぎく)	平成26年4月1日		○
14	滋賀県	性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 (SATOCO)	平成26年4月1日	○	○
15	千葉県 千葉市	千葉性暴力被害支援センター ちさと	平成26年7月1日		
16	沖縄県	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター	平成27年2月2日		
17	島根県	性暴力被害者支援センター たんぼぼ	平成27年3月23日	○	
18	三重県	みえ性暴力被害者支援センター よりこ	平成27年6月1日		○
19	熊本県	性暴力被害者のためのサポートセンター (ゆあさいどくまもと)	平成27年6月1日		
20	群馬県	群馬県性暴力被害者サポートセンター (Saveぐんま)	平成27年6月25日	○	
21	栃木県	とちぎ性暴力被害者サポートセンター (とちエール)	平成27年7月1日		
22	東京都	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業 (性暴力救援ダイヤルNaNa)	平成27年7月15日 ※SARC東京H24.6.1開設		○
23	京都府	京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター (京都SARA(サラ))	平成27年8月10日		○
24	岐阜県	ぎふ性暴力被害者支援センター	平成27年10月15日		○
25	茨城県	性暴力被害者サポートネットワーク茨城	平成27年11月4日		

参考	名古屋市	性暴力救援センター日赤なごや (なごみ)	平成28年1月5日		○
	鹿児島県	性暴力被害者サポートネットワークかごしま (FLOWER)	平成28年2月10日		

(参考2)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き（抄）

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとは

【設置の目的】

性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法律的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的とする。

【主な支援対象】

強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害に遭ってから概ね1～2週間程度の、急性期の被害者

- ・ 警察への被害届の有無に関わらない
- ・ 可能な限り子どもも対象とする

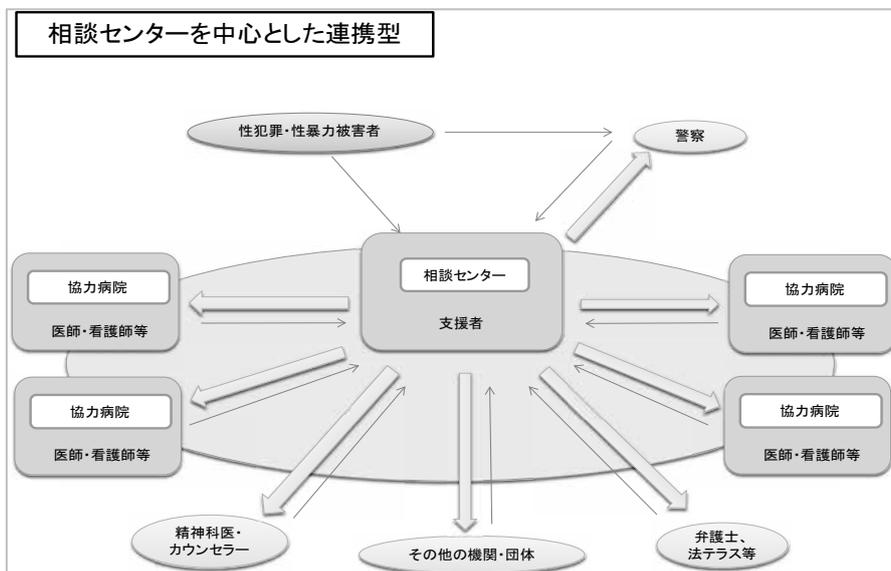
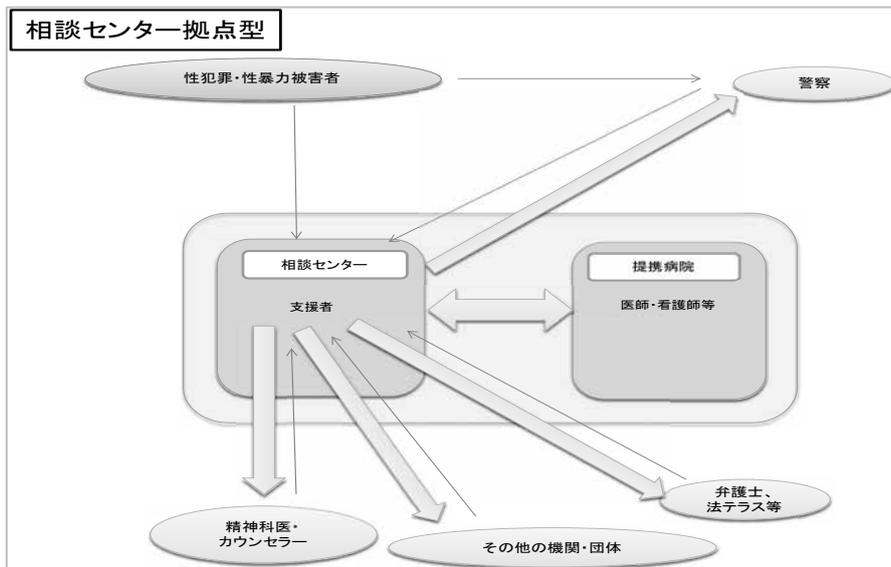
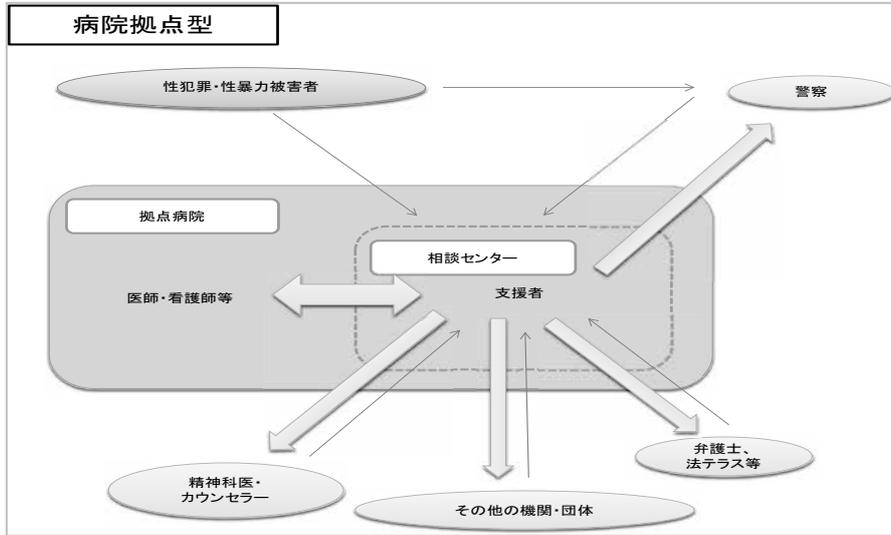
【核となる機能】（主な支援内容）

- 支援のコーディネート・相談
 - ・ 電話や来所による相談に応じる
 - ・ 被害者の状態・状況・ニーズを把握する
 - ・ 支援の選択肢を示し、必要な支援を行っている関係機関・団体等（警察、精神科医・臨床心理士・カウンセラー、弁護士、法テラス、男女共同参画センター、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、精神保健福祉センター、検察庁等）に確実につなぎ、支援をコーディネートする
- 産婦人科医療（救急医療・継続的な医療・証拠採取等）

ワンストップ支援センターの開設・運営に必要なこと

- 産婦人科を有する病院の確保
- 提供する支援内容の検討・決定
- 人員・体制の確保
- 設備・備品の整備
- マニュアル・業務に必要な各種書類等の整備
- 情報管理体制の整備
- 研修の実施
- 広報
- 関係機関・団体等とのネットワークの構築・具体的連携に関する合意形成
- 支援者、医師・看護師等のメンタルケア
- 関係機関・団体等との連携関係の維持
- 開設・運営の経費等（相談業務、産婦人科医療における支援業務、関係機関等との連携のため）

ワンストップ支援センターの形態



(参考3)

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定） 【抜粋】

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25か所 （平成27年11月）	各都道府県に 最低1か所 （平成32年）

4 性犯罪への対策の推進

施策の基本的方向	
性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制の整備及び被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制整備を図るとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。また、法制度の見直しを含め、性犯罪に対する厳正な対処等を推進する。	
具体的な取組	担当府省
イ 被害者への支援・配慮等 （ア）ワンストップ支援センターの設置促進 ① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援を始めとする、適切な支援が可能な性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。	内閣府、警察庁、厚生労働省、関係府省

